公　告

諸　事　項

工場財団

青森市港町三丁目６番33号**青森ガス株式会社**の工場財団に青森市港町二丁目27番７青森ガス株式会社瓦斯製造工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年３月 18 日　　青森地方法務局

川崎市幸区下平間239番地**黒田精工株式会社**の川崎市幸区下平間239番地黒田精工株式会社川崎工場、千葉県富津市千種新田132番地黒田精工株式会社富津工場、長野県北安曇郡池田町大字池田2079番地２、2081番地１黒田精工株式会社長野工場、千葉県君津市かずさ小糸６番地７黒田精工株式会社かずさアカデミア工場の工場財団に機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年３月 18 日

横浜地方法務局川崎支局

大分県由布市湯布院町塚原字鶴見嶽1239番地135**株式会社麓水**の大分県由布市湯布院町塚原字鶴見嶽1239番地135麓水飲料水製作所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年３月 18 日　　大分地方法務局

金融商品取引業者の登録取消し処分の公告

金融商品取引法第52条第１項の規定に基づき、次のとおり同法第29条の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　ニュー・エース投資顧問株式会社
２．本店所在地　埼玉県加須市花崎３―12―７
（旧所在地：東京都豊島区池袋３―67―14）
３．登録番号　関東財務局長（金商）第929号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．登録の取消年月日　平成25年３月８日

平成 25 年３月 18 日

関東財務局長　菅野　良三

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 25 年３月 18 日　　経済産業大臣　茂木　敏充

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
株式会社ヤナゲン友の会	岐阜県大垣市高屋町一丁目56番地	友第4007号	平成25年１月31日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 25 年３月 18 日　　中部経済産業局長　紀村　英俊

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成25年５月７日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成25年５月７日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

名　　称	本　店　の　所　在　地	営業廃止年月日
株式会社ヤナゲン友の会	岐阜県大垣市高屋町一丁目56番地	平成25年１月31日

記

あて先　〒460―8510　愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番２号
中部経済産業局産業部消費経済課
電話　052―951―2560

様式

申　　出　　書

中部経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年３月 18 日

関東地方整備局長　森北　佳昭

１　処分をした年月日　平成25年３月４日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　郡リース株式会社　代表取締役　郡　　正直　東京都港区六本木６―11―17　国土交通大臣許可（特―24）第6653号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）　「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。